

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月19日
【発行者（受託者）名称】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 池谷 幹 男
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	三菱UFJ信託銀行株式会社 法人マーケット統括部 信託運用グループ 課長 立花 真 吾
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用） 愛称：投資の一步
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	2兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月15日付で提出した有価証券届出書（同年3月26日付、同年9月30日付および同年11月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原有価証券届出書」といいます。）の記載事項について、有価証券報告書の提出等に伴う訂正等を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国信託受益権の募集（売出）要項

1 内国信託受益権の形態等

第二部 信託財産情報

第1 信託財産の状況

1 概況

（4）信託財産の管理体制等

信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度

3 信託の仕組み

（1）信託の概要

信託の基本的仕組み

(a)仕組みの概要

(b)ファンド信用格付について

4 信託財産を構成する資産の状況

第2 信託財産の経理状況

第4 その他

第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報

3【訂正箇所】

（訂正前）および（訂正後）に記載している下線部_____は訂正部分を示し、（更新・訂正後）に記載している内容は原有価証券届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益権の募集(売出)要項】

1【内国信託受益権の形態等】

(訂正前)

(前略)

当信託は、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」といいます。)より、2019年3月末までを目途にファンド信用格付「Afc(シングルエーエフシー)」を取得する予定です。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(中略)

当信託が取得する予定のファンド信用格付(「Afc」)は、9段階の上から3番目となります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

当信託は、2019年11月30日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」といいます。)より、ファンド信用格付「Afc(シングルエーエフシー)」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年9月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付けとなります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(中略)

当信託が取得しているファンド信用格付(「Afc」)は、9段階の上から3番目となります。

(後略)

第二部【信託財産情報】

第1【信託財産の状況】

1【概況】

(4)【信託財産の管理体制等】

【信託財産の運用(管理及び処分)に関する基本的態度】

(訂正前)

(前略)

(b)当信託の運用資産の平均的な信用力を示す目安として、株式会社格付投資情報センター(R&I)から、2019年3月末までを目途に「Afc(シングルエーエフシー)」のファンド信用格付を取得する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(b)当信託の運用資産の平均的な信用力を示す目安として、2019年11月30日現在において、株式会社格付投資情報センター(R&I)から、「Afc(シングルエーエフシー)」のファンド信用格付を取得しています。

(後略)

3【信託の仕組み】

(1)【信託の概要】

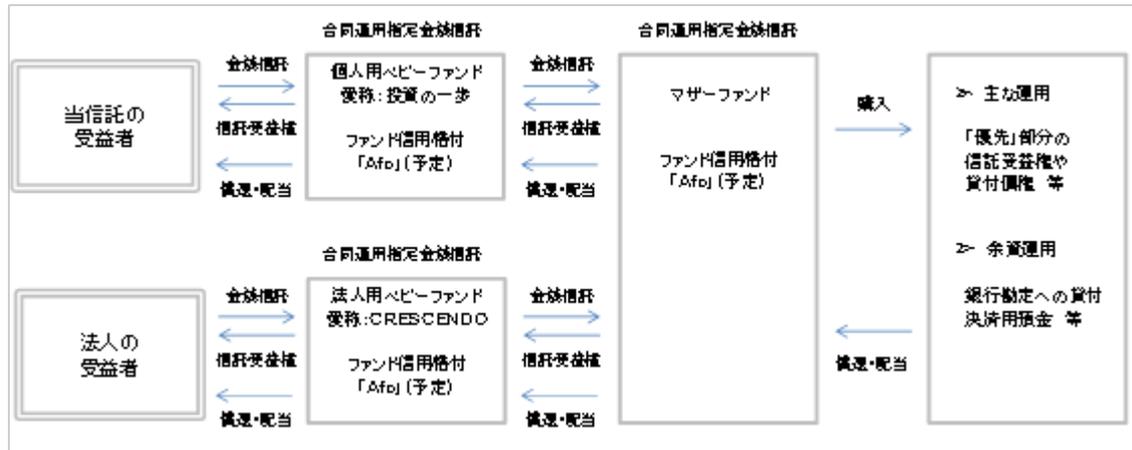
【信託の基本的仕組み】

(a) 仕組みの概要

(訂正前)

(前略)

<運用概要図>



(後略)

(訂正後)

(前略)

<運用概要図>



(後略)

(b) ファンド信用格付について

(訂正前)

当信託は、マザーファンドの運用資産が主としてA格以上であること等を理由として、2019年3月末までを目途に株式会社格付投資情報センター(R&I)よりファンド信用格付「Afc(シングルエーエフシー)」を取得する予定です。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(後略)

(訂正後)

当信託は、2019年11月30日現在において、株式会社格付投資情報センター(R&I)よりファンド信用格付「Afc(シングルエーエフシー)」を取得しています。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

(後略)

4 【信託財産を構成する資産の状況】

原有価証券届出書の「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 4 信託財産を構成する資産の状況」を次の内容に更新・訂正します。

(更新・訂正後)

(1) 【信託財産を構成する資産の運用(管理)の概況】

当信託の運用状況

(2019年9月19日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%) 2
主たる運用	44,593	100.00%
合同運用口信託受益権 1	44,593	100.00%
資産合計	44,593	100.00%

1 マザーファンドの受益権のことです。以下同じ。

2 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高の割合を指します。

<ご参考>

マザーファンドの運用状況

(2019年9月19日現在)

資産の種類	残高(百万円)	投資比率(%) 4
主たる運用	133,124	79.36%
金銭債権信託受益権	52,604	31.36%
貸付債権	80,520	48.00%
余資運用	34,599	20.62%
銀行勘定貸 3	34,599	20.62%
その他	9	0.00%
未収収益	9	0.00%
資産合計	167,734	100.00%

3 余資運用として、当社銀行勘定に貸し付けている金額です。

4 投資比率とは、資産合計に対する当該資産の残高の割合を指します。

マザーファンドの主たる運用資産の格付別の運用資産構成

(2019年9月19日現在)

格付	残高(百万円)	投資比率(%) 5
AAA格	133,124	100.00%

5 投資比率とは、マザーファンドの主たる運用資産の資産合計に対する当該資産の残高の割合を指します。

マザーファンドの主たる運用資産の裏付資産別の運用資産の構成

(2019年9月19日現在)

裏付資産	残高(百万円)	投資比率(%)
自動車ローン債権	95,004	71.36%
クレジットカード債権	11,556	8.68%
リフォームローン等	26,564	19.95%
合計	133,124	100.00%

6 投資比率とは、マザーファンドの主たる運用資産の資産合計に対する当該資産の残高の割合を指します。

マザーファンドの運用資産および元本の加重平均年限

(2019年9月19日現在)

運用資産の加重平均年限	元本の加重平均年限
1.63年	0.88年

(記載上の注意) 上記の各記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、また、上記の各記載比率は小数第三位を切り捨てて表示しております。そのため、各項目の数値の合計と合計欄の数値が一致しないことがあります。

(2) 【損失及び延滞の状況】

2019年9月19日に終了した計算期間について、当信託の信託財産を構成する資産に、損失および延滞は発生していません。

(3) 【収益状況の推移】

2019年9月19日に終了した計算期間について、当信託の信託財産を構成する資産の運用利回りの推移は以下のとおりです。

(2019年9月19日現在)

計算期間	運用利回り
2019年4月1日~2019年9月19日	0.18%

7 運用利回りとは、当信託の信託財産を構成する資産から生じる受取総額を信託金の各計算期間における信託元本の平均残高で除して年率に換算した数値を指します。

第2【信託財産の経理状況】

原有価証券届出書の「第二部 信託財産情報 第2 信託財産の経理状況」を次の内容に更新・訂正します。

(更新・訂正後)

1 財務諸表の作成方法について

当信託の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)にもとづいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 監査証明について

当信託は、当特定期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月19日)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定にもとづき、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

1【貸借対照表】

(単位：百万円)

当特定期間
(2019年9月19日現在)

資産の部			
流動資産			
合同運用口信託受益権		29,168	
流動資産合計		29,168	
固定資産			
投資その他の資産			
合同運用口信託受益権		15,424	
固定資産合計		15,424	
資産合計		44,593	
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	
負債合計		-	
純資産の部			
元本等			
元本	1、 2	44,579	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		-	
利益剰余金合計	3	-	
元本等合計		44,579	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	4	13	
評価・換算差額等合計		13	
純資産合計		44,593	
負債純資産合計		44,593	

2【損益計算書】

(単位：百万円)

	当特定期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月19日)
営業収益	
受取配当金	15
その他営業収益	0
営業収益合計	15
営業費用	
受託者報酬	0
その他営業費用	0
営業費用合計	0
営業利益又は営業損失()	15
営業外収益	
その他収益	0
営業外収益合計	0
経常利益又は経常損失()	15
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	15
当期純利益又は当期純損失()	15

【注記表】

(重要な会計方針)

1 信託受益権の評価基準及び評価方法	信託受益権の評価は、その他有価証券で時価のあるものについて、決算日時点の合理的に算定された価格にもとづく時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2 その他	本財務諸表に係る特定期間(信託の計算期間)は、2019年4月1日から2019年9月19日までとなっております。

(貸借対照表関係)

当特定期間 (2019年9月19日現在)
1 元本は、財務諸表等規則第61条に定める資本金に相当します。

2、 3、 4 純資産の変動

当特定期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月19日）

（単位：百万円）

	元本等			元本等 合計	評価・換算 差額等	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	元本	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金		
		その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額							
当期新規信託に伴う元本増加額	44,673	-	-	44,673	-	-	44,673
剰余金の配当に伴う元本組入額	8	-	-	8	-	-	8
当期解約・終了に伴う元本減少額	102	-	-	102	-	-	102
当期解約・終了に伴う当期利益の配当	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	15	15	15	-	-	15
当期純利益又は当期純損失（ ）	-	15	15	15	-	-	15
元本等以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	13	13	13
当期変動額合計	44,579	-	-	44,579	13	13	44,593
当期末残高	44,579	-	-	44,579	13	13	44,593

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組み方針

当信託は、委託者から信託された信託金を、当信託の信託約款にもとづく信託契約により信託された他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安全性に配慮しながら、円定期預金（店頭表示金利）を上回る収益を目指して、マザーファンドを通じて、主に自動車ローン債権やクレジットカード債権等を裏付けとした信託受益権および貸付債権等に運用を行います。マザーファンドの主な運用資産は、取得時点において格付機関から「長期A格以上、短期a-2格以上」またはこれらと同等と当信託受託者が認めた格付を取得している信託受益権および貸付債権等の資産および当該資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権に限りです。なお、合同運用財産の一部は、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、決済用預金（無利息普通預金）または当信託受託者の銀行勘定に対する貸付で管理または運用することがあります。

金融商品の内容およびリスク

当信託が運用する当特定期間の金融商品の内容およびリスクは以下のとおりです。

合同運用口信託受益権

当信託は、合同運用財産を、主として、マザーファンドの受益権で運用します。

マザーファンドの受益権に関する主なリスクは、以下のとおりです。

(a) 金利変動リスク

以下の場合には、当初予定されていたとおりの配当が受け取れない、または元本に損失が生じるおそれがあります。

- ・市場金利が上昇した結果、マザーファンドを通じて運用対象とする固定金利型の資産（信託受益権等）の価格が下落した場合
- ・市場金利が低下した結果、マザーファンドを通じて運用対象とする変動金利型の資産（信託受益権等）から生じる収益が低下した場合

(b) 信用リスク

以下の場合には、当初予定されていたとおりの配当が受け取れない、または元本に損失が生じるおそれがあります。

- ・マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる自動車ローン債権等金銭債権に当初の予想を超えた債務不履行（貸し倒れ）が発生した場合
- ・マザーファンドを通じて運用対象とする資産の発行体等の信用状況等に問題が生じた場合
- ・マザーファンドについてその合同運用財産を運用する決済用預金（無利息普通預金）等における運用先の信用状況等に問題が生じた場合

(c) 流動性リスク

マザーファンドの合同運用財産の流動性が悪化した場合に、マザーファンドの受益権の元本償還が行われずおそれがあります。

(d) 管理委託先にかかるリスク

マザーファンドを通じて運用対象とする信託受益権等の裏付けとなる自動車ローン債権等金銭債権の回収業務等の委託先の信用状況等に問題が生じた場合、当初予定されていたとおりの配当が受け取れない、または元本に損失が生じるおそれがあります。

金融商品に係るリスク管理体制

金融商品に係るリスク管理体制については、以下の体制で運営します。

(a) 運用方針、リスク管理の運営要領等の策定

- ・法人マーケット部門で定める規程等にもとづき、信託財産の運用に係る方針やリスク管理の方法を定めた運用ガイドライン等を制定します。

(b) 運用執行

- ・運用所管部署は、信託約款、運用ガイドライン等にもとづき信託財産を運用します。また、運用ガイドライン等に従い、信託財産の運用状況やリスク管理の状況をリスク管理所管部署へ報告します。運用において問題が生じた場合には、リスク管理所管部署に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。

(c) リスクモニタリング

- ・運用部門から独立したリスク管理所管部署は、運用方針・法令等の遵守状況および運用状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部署に改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析にもとづいて、運用所管部署を管理・指導します。

1) 金利変動リスク

運用所管部署において、調達と運用の金利または期間が一致していないために生じる金利変動リスクに対し、当信託およびマザーファンドでは以下2点をモニタリングしています。これらのモニタリング結果は、新たな運用資産選定プロセスに反映され、金利変動リスクの最適化を図っております。

- ・調達側の加重平均配当率に対し、運用側の加重平均運用利回りが常に一定以上上回る
- ・調達側および運用側それぞれの加重平均残存期間の差が、内部規程等で定める年限内に収まる

2) 信用リスク

当信託では、内部規程等に従い、マザーファンドで運用する信託受益権等を、取得時点において格付機関から「長期A格以上、短期a-2格以上」またはこれらと同等と当信託受託者が認めた格付を取得しているものに限定しています。また、運用所管部署およびリスク管理所管部署は、格付の変動をモニタリングしています。

3) 流動性リスク

当信託では、内部規程等に従い、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、総資産残高に占める余資比率を計測し、運用所管部署およびリスク管理所管部署にてモニタリングしています。

4) 管理委託先にかかるリスク

当信託では、内部規程等に従い、管理委託先の信用状況等を、運用所管部署、信託財産管理部署にて定期的にモニタリングしています。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価格のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等で算定した場合、当該価格が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

当特定期間(2019年9月19日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
合同運用口信託受益権			
其他有価証券	44,593	44,593	-
合計	44,593	44,593	-

時価の算定方法

合同運用口信託受益権

合同運用口信託受益権については、市場価格はありません。時価評価については、マザーファンドの純資産額をマザーファンドの元本で除したものを、当信託が保有する単位に乗じることで合理的に算定された価額として算定しております。なお、マザーファンドは金融商品に関する会計基準に従って、資産および負債を評価し、純資産額を算定しております。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当特定期間(2019年9月19日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超
合同運用口信託受益権	29,168	14,055	1,369
合計	29,168	14,055	1,369

(有価証券関係)

(1) 合同運用口信託受益権(其他有価証券)

当特定期間(2019年9月19日現在)

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	信託受益権	44,593	44,579	13
	小計	44,593	44,579	13
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	信託受益権	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		44,593	44,579	13

(2) 特定期間中に売却した合同運用口信託受益権(其他有価証券)

当特定期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月19日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
合同運用口信託受益権	-	-	-

(関連当事者との取引)

当特定期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月19日)
該当事項はありません。

(一単位当たり情報) 「 1 単位 = 1 円 」

(単位 : 円)

当特定期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月19日)	
一単位当たり純資産額	1.0002
一単位当たり当期純利益額	0.0003

(重要な後発事象)

当特定期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月19日)
該当事項はありません。

第 4 【その他】

(訂正前)

・本有価証券届出書に記載されている信託財産の管理体制および運用の意思決定機構は、2019年3月15日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがございます。

(後略)

(訂正後)

・本有価証券届出書に記載されている信託財産の管理体制および運用の意思決定機構は、2019年12月19日現在におけるものであり、今後組織変更等により変更になることがございます。

(後略)

第三部【受託者、委託者及び関係法人の情報】

原有価証券届出書の「第三部 受託者、委託者及び関係法人の情報」を次の内容に更新・訂正します。

（更新・訂正後）

第1【受託者の状況】

1【受託者の概況】

(1) 資本金の額等

2019年9月末現在、資本金は324,279百万円です。また、発行可能株式総数は、4,580,000,000株であり、3,497,754,710株を発行済です（詳細は、下表のとおりです。）。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

株式の総数

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	4,500,000,000
第一回第四種優先株式	80,000,000（注）
第二回第四種優先株式	80,000,000（注）
第三回第四種優先株式	80,000,000（注）
第四回第四種優先株式	80,000,000（注）
第一回第五種優先株式	80,000,000（注）
第二回第五種優先株式	80,000,000（注）
第三回第五種優先株式	80,000,000（注）
第四回第五種優先株式	80,000,000（注）
第一回第六種優先株式	80,000,000（注）
第二回第六種優先株式	80,000,000（注）
第三回第六種優先株式	80,000,000（注）
第四回第六種優先株式	80,000,000（注）
計	4,580,000,000

（注） 第一回ないし第四回第四種優先株式、第一回ないし第四回第五種優先株式および第一回ないし第四回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて80,000,000株を超えないものとする。

発行済株式

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	半期報告書 提出日現在 発行数(株) (2019年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,497,754,710	同左	非上場・非登録	(注)
計	3,497,754,710	同左	-	-

(注) 単元株式数は1,000株であり、議決権を有しております。

(2) 受託者の機構

当社の機構内容

当社は、監査等委員会設置会社の機関設計を選択し、重要な業務執行の決定を取締役会から取締役社長へ大幅に委任することで業務執行の機動性を高めるとともに、取締役監査等委員が取締役会決議に参加することで実効性のある経営監督態勢の構築を図っております。なお、以下の記載は、2019年6月27日現在の情報です。ただし、以下の記載のうち執行役員の数に関する記載は、2019年11月29日現在の情報です。

イ. 法律にもとづく機関の設置等

1. 取締役会および取締役

- ・取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、経営監督機能を担っており、法令で定められた専決事項以外の重要な業務執行の決定は、原則として取締役社長へ委任しております。ただし、特に重要な業務執行の決定については、取締役会が行います。
- ・取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備えるとともに、金融、財務会計、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見・専門性を備えた、全体として適切なバランスの取れた取締役21名(うち社外取締役6名)にて構成しております。

2. 監査等委員会

- ・監査等委員会は、取締役の職務執行の監査、監督を行います。また、監査報告の作成を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選解任および会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、実査を含めた当社または子会社の業務・財産の状況の調査等を行います。なお、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任等および報酬等に関する意見を決定し、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において当該意見を述べる権限を有しております。
- ・監査等委員会は、社外の監査等委員を委員長とし、監査等委員9名(うち社外の監査等委員6名、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員1名)にて構成しております。また、監査の実効性を確保するため、監査等委員の中から常勤の監査等委員3名を選定しております。
- ・監査等委員会は、日常的に内部統制システムを利用して監査を行います。また実効的な監査を行うため、必要に応じて、内部監査担当部署である監査部に対して具体的な指示を行います。また、監査等委員会と監査部は、相互の連携体制を確保するため、適切な情報共有等を行います。

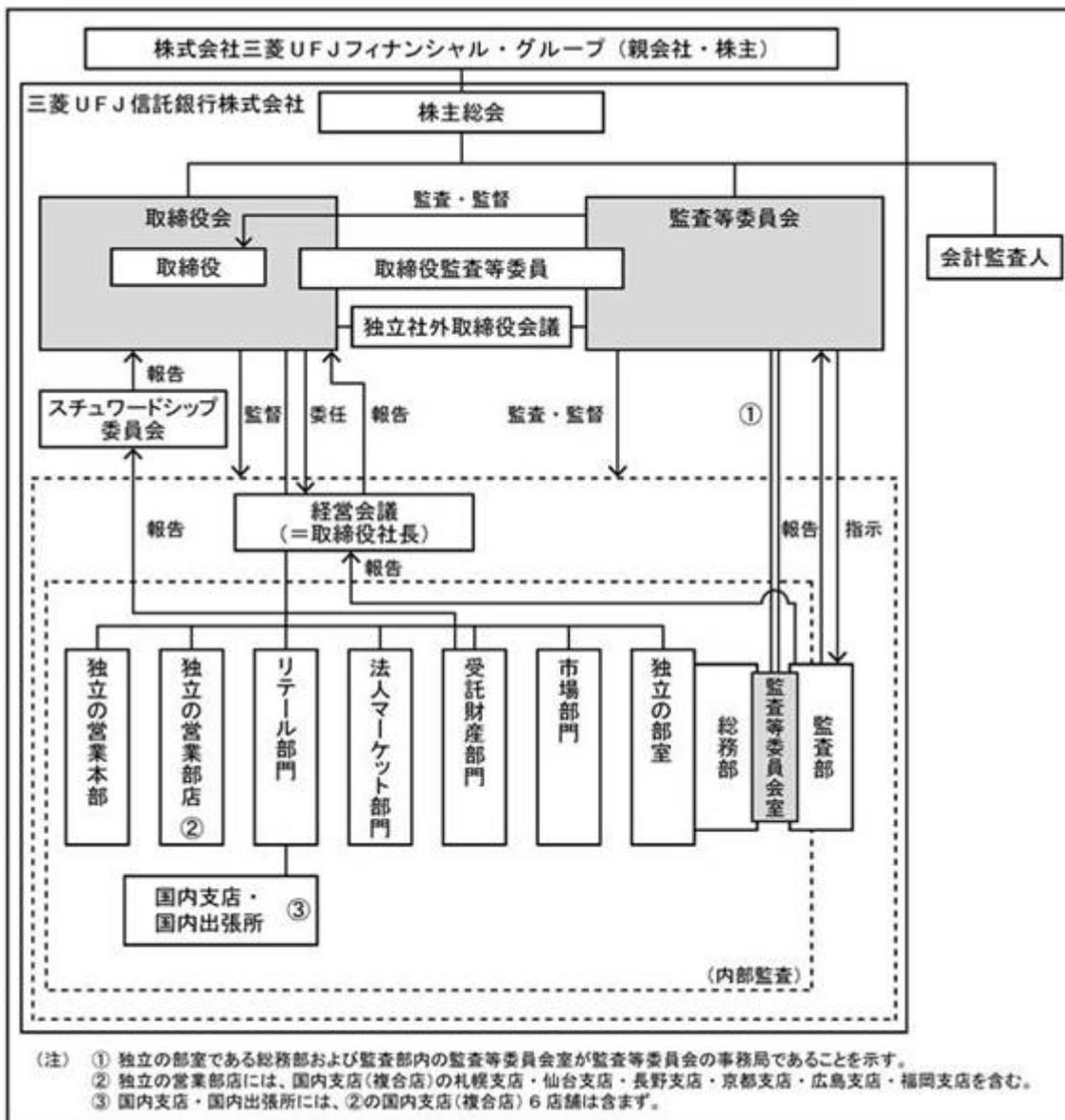
ロ. その他の機関の設置等

- ・当社は、独立社外取締役による実効性の高い監督が行われる体制を構築するため、独立社外取締役のみを構成員とした「独立社外取締役会議」を設置しており、独立した客観的な立場にもとづく情報共有および意見交換を行っております。
- ・当社は、運用機関としての一層のガバナンス強化を目的に、取締役会傘下の第三者機関として、社外役員および社外の有識者が構成員の過半を占める「スチュワードシップ委員会」を設置しており、受託財産運用における議決権行使等が投資家の利益を確保するために十分かつ正当であるかを検証しております。
- ・当社は、取締役会の傘下に、取締役社長、取締役副社長執行役員、取締役専務執行役員、部門長、コーポレートセンターの担当常務役員および経営企画部グローバル企画室担当常務役員で構成される「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針にもとづき、経営全般に関する執行方針等を協議決定しております。また、取締役会から取締役社長に委任された重要な業務執行の決定に関する事項についても協議決定しております。
- ・当社は、業務執行態勢の強化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役社長の指揮命令の下、副社長執行役員2名(うち取締役兼務者2名)、専務執行役員5名(うち取締役兼務者2名)、常務執行役員18名(うち取締役兼務者5名)および執行役員39名が、業務執行に従事しております。

八．模式図

・当社の業務執行および監査の仕組み、ならびに内部統制システムの仕組みは次のとおりです。

(2019年6月27日現在)



運用の意思決定機構

1. 運用方針、リスク管理の運営要領等の策定

- ・法人マーケット部門で定める規程等にもとづき、信託財産の運用に係る方針やリスク管理の方法を定めた運用ガイドライン等を制定します。

2. 運用執行

- ・運用所管部署は、信託約款、運用ガイドライン等にもとづき信託財産を運用します。また、運用ガイドライン等に従い、信託財産の運用状況やリスク管理の状況をリスク管理所管部署へ報告します。運用において問題が生じた場合には、リスク管理所管部署に速やかに報告の上、問題点の分析・改善を行います。

3. リスクモニタリング

- ・運用部門から独立したリスク管理所管部署は、運用方針・法令等の遵守状況および運用状況等をモニタリングし、必要に応じて運用所管部署に改善を求めます。また適正な運用を行うための内部規程等を制定し、問題点の原因分析にもとづいて、運用所管部署を管理・指導します。

上記の体制等は、今後、変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

1 事業の内容

2019年11月29日現在、当社グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当社、子会社88社(うち連結子会社88社)および関連会社7社(うち持分法適用関連会社7社)で構成され、信託銀行業を中心とした金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの中核である当社は、金銭信託・年金信託等の信託業務、預金・貸付・内国為替等の銀行業務および不動産売買の媒介・証券代行等その他併営業務等を行っておりますが、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

2019年度中間連結会計期間において、市場国際部門が、2019年4月1日付で、市場部門に名称変更しております。

以上により、当社グループは、「リテール部門」「法人マーケット部門」「受託財産部門」「市場部門」および「その他」を事業の区分としております。

各部門の位置付けは次のとおりであります。

リテール部門	: 個人に対する金融サービスの提供
法人マーケット部門	: 法人に対する不動産、証券代行および資産金融に関する総合的なサービスの提供
受託財産部門	: 国内外の投資家および運用会社等に対する資金運用・資産管理サービスの提供
市場部門	: 海外支店・子会社ネットワークを通じての金融サービスの提供および国内外の有価証券投資等の市場運用業務・資金繰りの管理
その他	: 上記各部門に属さない管理業務等

2 主要な経営指標等の推移

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
		(自2014年 4月1日 至2015年 3月31日)	(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)
連結経常収益	百万円	650,326	717,672	758,298	840,206	870,361
うち連結信託報酬	百万円	99,625	104,043	108,418	109,377	112,636
連結経常利益	百万円	237,570	238,380	179,379	220,620	137,528
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	159,773	159,583	114,308	168,203	103,979
連結包括利益	百万円	527,021	41,222	117,607	193,471	48,424
連結純資産額	百万円	2,468,243	2,470,166	2,486,626	2,564,400	2,127,323
連結総資産額	百万円	38,309,785	45,685,976	44,591,967	46,610,840	37,345,649
1株当たり純資産額	円	688.68	675.66	682.28	707.18	684.43
1株当たり 当期純利益	円	47.41	47.04	33.62	49.36	31.03
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円	47.27	47.02	33.60	-	-
自己資本比率	%	6.05	5.02	5.20	5.17	5.66
連結自己資本利益率	%	7.59	6.91	4.95	7.11	4.59
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,741,422	5,255,916	185,760	1,905,742	1,946,337
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	886,569	234,826	2,636,977	143,126	1,569,631
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	124,521	15,897	19,835	514	497,005
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	5,334,244	10,346,133	12,769,943	15,359,457	14,468,038
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕	人	11,757 [2,570]	12,602 [2,672]	13,015 [2,665]	12,825 [2,622]	12,340 [2,443]
合算信託財産額	百万円	189,514,792	197,313,308	208,850,000	232,977,344	257,762,911

(注) 1. 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 2017年度および2018年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」にもとづき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含みます。)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。

6. 2018年度より、連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更したため、2017年度および2018年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」および「現金及び現金同等物の期末残高」には、当該変更後の数値を記載しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
経常収益	百万円	531,226	571,346	622,721	704,515	732,794
うち信託報酬	百万円	86,728	90,917	94,645	96,401	99,258
経常利益	百万円	210,078	206,507	164,488	206,093	114,519
当期純利益	百万円	140,757	159,981	120,254	186,754	95,135
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 3,369,443 第一回優先 株式 -	普通株式 3,399,187	普通株式 3,399,187	普通株式 3,408,662	普通株式 3,497,754
純資産額	百万円	2,200,649	2,233,512	2,251,695	2,347,465	2,055,140
総資産額	百万円	36,271,336	40,320,504	41,336,180	42,635,723	33,713,809
預金残高	百万円	12,741,410	13,345,415	16,334,673	15,307,147	12,999,578
貸出金残高	百万円	12,609,827	13,192,538	14,283,249	14,514,713	4,643,676
有価証券残高	百万円	17,186,742	17,426,047	13,829,880	13,665,278	13,755,938
1株当たり純資産額	円	653.11	657.07	662.42	688.67	665.18
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 22.04 第一回優先 株式 - (普通株式 11.51) (第一回優先 株式 -)	普通株式 21.48 (普通株式 6.59)	普通株式 26.22 (普通株式 5.56)	普通株式 27.61 (普通株式 5.58)	普通株式 15.72 (普通株式 4.28)
1株当たり 当期純利益	円	41.77	47.16	35.37	54.81	28.39
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益	円	41.77	-	-	-	-
自己資本比率	%	6.06	5.53	5.44	5.50	6.09
自己資本利益率	%	7.00	7.21	5.36	8.12	4.32
配当性向	%	52.75	45.54	74.11	50.37	53.75
従業員数 [外、平均臨時従業員 数]	人	6,879 [1,495]	6,963 [1,575]	6,959 [1,665]	7,011 [1,725]	6,457 [1,574]
信託財産額 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	73,316,071 (146,323,327)	82,820,257 (153,710,390)	92,207,290 (160,666,790)	110,973,724 (180,686,086)	121,133,005 (194,045,337)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	112,376 (112,376)	150,571 (150,571)	204,237 (204,237)	306,755 (306,755)	360,708 (360,708)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共 同受託財産)	百万円	369,975 (58,086,929)	504,586 (53,614,888)	475,566 (53,054,465)	415,605 (53,976,806)	515,104 (58,002,805)

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第11期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
ん。

3. 第14期中間配当についての取締役会決議は2018年11月12日に行いました。

4. 1株当たり配当額のうち臨時配当を第10期に4.32円、第11期に9.31円、第12期に13.57円、第13期に9.28円、第14期に6.15円含めております。
5. 第12期、第13期に現物配当を実施しておりますが、1株当たり配当額に含めておりません。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
8. 株主総利回りの推移につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
9. 事業年度別最高・最低株価につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
10. 信託財産額、信託勘定貸出金残高および信託勘定有価証券残高には、()内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」という。)を含んだ金額を記載しております。
11. 信託財産額(含 職務分担型共同受託財産)は、自己信託に係る分を除いております。自己信託に係る信託財産額は、第12期15億円、第13期15億円、第14期15億円であります。

3【経理の状況】

当信託受託者の経理の状況については、以下に掲げる書類をご参照ください。

(1) 受託者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第14期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日に関東財務局長に提出。

半期報告書

事業年度 第15期中 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月29日に関東財務局長に提出。

臨時報告書

該当事項はありません。

訂正報告書

該当事項はありません。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

当信託受託者は、信託法および兼営法において準用する信託業法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為および取引が禁止されています。

(1) 信託法により禁止される行為(信託法に定める例外に該当するものを除きます。)

信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含みます。)を固有財産に帰属させ、または固有財産に属する財産(当該財産に係る権利を含みます。)を信託財産に帰属させること

信託財産に属する財産(当該財産に係る権利を含みます。)を他の信託の信託財産に帰属させること

第三者との間において信託財産のためにする行為であって、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの
信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者またはその利害関係人と受益者との利益が相反することとなるもの

(2) 兼営法において準用する信託業法により禁止される取引(兼営法において準用する信託業法に定める例外に該当するものを除きます。)

自己またはその利害関係人と信託財産との間における取引

一の信託の信託財産と他の信託の信託財産との間の取引

第三者との間において信託財産のためにする取引であつて、自己が当該第三者の代理人となつて行うもの

ただし、当信託受託者は、信託法および兼営法において準用する信託業法に定める例外として、当信託の信託約款において、当信託の信託約款に定める要件を充足する場合には以下の取引を行うことができるものとされています。

合同運用財産を、当社を受託者として設定されるマザーファンドの受益権で運用すること

合同運用財産を当信託受託者の銀行勘定に対する貸付で運用すること

当信託受託者の銀行勘定(第三者との間において合同運用財産のためにする取引であつて、当信託受託者が当該第三者の代理人となつて行う取引を行う場合を含みます。)、当信託受託者の利害関係人、信託業務の委託先または他の信託財産との間で、上記 および に掲げる財産の運用取引のほか、有価証券の売買取引等合同運用財産の運用に必要な取引(当信託の信託約款に従つて行う有価証券等の売買取引を含みます。)を行うこと

なお、当信託受託者は、当該取引をした場合には、兼営法第2条第1項の準用する信託業法第29条第3項および第4項に定める書面を作成し、受益者に交付します。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【委託者の状況】

委託者が発行者(金融商品取引法第2条第5項に規定する発行者をいいます。)とならないため、該当事項はありません。

第3【その他関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

当信託受託者が指定する代理店等

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,900百万円	銀行法に定める銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

当信託受託者との委託契約にもとづき、当信託受託者の定める一定の基準を満たすお客さまにつき、募集の取扱いを行います。

3【資本関係】

本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在、当信託受託者の株式100%を保有している株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、株式会社三菱UFJ銀行の株式100%を保有しています。

4【役員の兼職関係】

該当事項はありません。

5【その他】

本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在、当信託受託者は、株式会社三菱UFJ銀行について、当信託の信託財産に影響を及ぼす訴訟事件その他重要な影響が予想される事実は認識していません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月22日

三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「信託財産の経理状況」に掲げられている実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）愛称：投資の一步の2019年4月1日から2019年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）愛称：投資の一步の2019年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ信託銀行株式会社及び実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）愛称：投資の一步と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。